

ごしよがわらし 農業委員会 だより

第113号

2024
1/1

編集・発行

五所川原市農業委員会
五所川原市字布屋町41-1
Tel.0173-35-2111 (代表)
農政係 (内線2883)
農地係 (内線2884)

令和6年4月1日より
相続登記の申請が義務化されます!!



相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されることになりました。注意点は以下のとおりです。

- ①施行日より前に不動産を相続し、現時点で名義変更を行っていない人も含む。
- ②相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内。(施行日前に発生した相続は施行後3年以内)
- ③登記の申請を怠った場合は10万円以下の過料
- ④相続登記の申告義務を簡易に履行することができるようにするため『相続人申告登記』という新たな制度が新設されます。

【問合わせ先】(内線2884・2885)

農業者年金に要件をもって加入している方へ
認定農業者の5年ごとの再認定を忘れずに!!

農業者年金に認定農業者の要件をもって政策支援区分1又は区分4で加入している方や認定農業者である経営主と家族経営協定を締結して政策支援区分3で加入している方に、基金から任期満了を迎える6ヶ月前に「お知らせ」を送付しております。

この「お知らせ」が届いたら、認定の終期となる月までに再認定を受けてくださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】(内線2882)

総会の開催予定

※過去の議事録はこちらのQRコードからご覧いただけます。



○令和6年第1回総会
1月12日(金) 15:00～
市役所2階 B・C会議室

○令和6年第2回総会
2月9日(金) 15:00～ 市役所2階 B・C会議室

○令和6年第3回総会
3月12日(火) 15:00～ 市役所2階 B・C会議室

※法令により総会等の会議は公開されております。
また、会議録は農業委員会事務局にて閲覧できます。

【問い合わせ先】(内線2881)

各種申請の締切り日

- ◎農地法第4条申請、第5条申請
 - ・農地を農地以外のものとして使用する場合
例：住宅・車庫・店舗建築
毎月25日締切り(25日が市役所閉庁日の場合は前開庁日)
- ◎農地法第3条申請、農用地利用集積計画の同意、競売・公売買受適格証明願
 - ・農地を農地として貸借・売買する場合、競売・公売の入札に参加する場合
毎月25日締切り(25日が市役所閉庁日の場合は前開庁日)
- ◎あっせん申出
 - ・あっせんにより農地を売買する場合
毎月5日締切り(5日が市役所閉庁日の場合は前開庁日)

【問い合わせ先】(内線2884・2885)

農地情報 令和6年1月現在

下記の農地について、受け手を探しています。価格等の条件は交渉できる場合があります。農地の位置図もありますので興味のある方は、農業委員会までお問い合わせください。



※その他の情報はQRコードからご覧いただけます。

番号	整理番号	区分	農地所在	地目	面積(a)	圃場整備有無	利用状況	10a当たり希望価格
1	358	売渡貸付	金木町芦野	畑	10.19	無	休耕畑	応相談
2	359	売渡貸付	金木町喜良市坂本	畑	77.26	無	葉たばこ	応相談
3	360	売渡	野里山ノ越	畑	21.89	無	休耕畑	応相談
4	361	売渡	沖飯詰帯刀	田	64.70	無	田	応相談
5	363	売渡	米田八重菊	田	27.79	無	田	応相談
6	364	売渡貸付	臨元赤川	田	93.75	無	田	応相談
7	365	売渡貸付	金木町芦野	田	34.33	無	畑	応相談

※農地を売りたい方・買いたい方、貸したい方・借りりたい方はご相談ください。

【問い合わせ先】(内線2885)



農地パトロールの
結果について

令和5年8月19日～9月1日の間の10日間、農業委員・農地利用最適化推進委員・農林政策課職員・農業委員会事務局職員が耕作放棄地の現地調査を行いました。

今回の調査の結果によると、令和4年度に確認された耕作放棄地等の面積が168,260㎡のうち、農業委員会の指導等により解消された面積は、5,276㎡で、新たに耕作放棄地と認定された面積は3,450㎡でした。

農業委員会ではこの調査結果を踏まえ、周辺地域の農業者が安心して農業に従事できるよう、農地所有者に対して、利用意向調査を行った結果、勧告に至るケースはありませんでした。

耕作放棄地は雑草の繁茂や病害虫が発生したり、近隣農地への悪影響や規模拡大を阻害するなど農地の機能低下を招く要因となりますので、引き続き解消に向けご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】(内線2884)

やめよう!! 違反転用

農地を無断転用した場合、もしくは転用許可を受けた事業計画とおりの転用を行っていない場合は、県知事が工事を中止させ現状回復等の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は個人であれば懲役3年以下、又は300万円以下の罰金刑となっています。法人であれば1億円以下の罰金刑となっています。

農地転用を考えている場合には、下記までご相談ください。

【問合せ先】(内線2884)



新年のごあいさつ

会長 森 義博



新年おめでとうございます。

令和六年の幕開けに際し、皆様にはつつがなく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃より当農業委員会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年、記録的な猛暑となった青森県内では、りんごの「日焼け」や「着色不良」による品質低下、稲作においても米が白く濁る「白未熟粒」や米粒にひびが入る「胴割れ」など、高温の影響による等級低下が増加し、生産者にとっては気苦労の絶えない一年でありました。

被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、現在私ども農業委員会では一昨年改正された「農業経営基盤強化促進法」に基づき、おおむね十年後を見据えた農業地域計画の策定に取り組んでいるところであります。

この地域計画は、担い手の確保はもとより、将来の農地利用の姿を明確化した設計図を作成することが求められており、農業者と地域住民、関係機関が一体となって協議しながら、日本の農業農村を守っていくための礎となるものと考えます。

これらの取組を着実に進めていくために、農業委員会の果たすべき役割は、とても大きなものであると認識し、農地の集積、集約のための話し合い等、日々の活動に邁進していく所存であります。

結びに、この一年が皆様にとりまして稔り多き年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。



※農業委員会だよりは
こちらのQRコードから
ご覧いただけます。



謹んで新年のお慶びを申し上げます、農家の皆様のご多幸を心からお祈り申し上げます。

五所川原市
農業委員会

会長

森 義博

会長職務代理者

小山内 清人

運営委員

相馬 孝雄

運営委員

小笠原 進

運営委員

柳原 一夫

ほか農業委員・推進委員一同

栗原心平さん考案!! 具たくさん「みよし鍋」



三好地区農産物加工センターで調理をする栗原心平さん



三好みそ鍋とみそおにぎり

11月18日、三好コミュニティセンターで、大根、にんじん、ごぼう、長ねぎ、白菜、しめじ、油あげ、県産豚バラ肉、にんにく、みそ、三五八を使用した「みよし鍋(仮)」が振舞われ、地域住民ら200人が参加しました。

「みよし鍋」は三好地区で大豆や赤菊芋、にんにく等を作付けしている(有)青い森物産の福士裕朗代表取締役が料理家の栗原心平さんに三好地区の良さを皆さんに知ってもらおうと同地区の素材や調味料でレシピを考案してもらい完成させたものです。

栗原さんは素材を吟味するため9月に一度同地区を訪れました。その時、栗原さんの目にとまったのが、東北地方に古くから伝わる漬物を漬ける際に使用する塩と蒸した米と麴で作る三五八でした。

会場で栗原さんは「みそ鍋を作るにあたって普通に作ったら豚汁になってしまうと思い、みそと三五八をフライパンで炒り濃縮させた物を溶き入れ、濃い目みそラーメン風にしました。」と参加者たちに説明しました。

当日は三好地区の住民らが作る「三好をあげあう会」の会員が協力し、三好地区農産物加工センターで栗原さんと共に調理をし、鍋が完成した後は同地区のコミュニティセンターに移動して参加者らと共に熱々の具たくさん鍋、みそおにぎりを味わいました。

福士代表は「調理過程を撮影した動画は翌年の1月頃に配信予定です。三好の良さを知ってもらうために、動画を見て皆さんも作ってみて欲しい。」と話しました。

その他、(有)青い森物産が収穫した青森県初の米粉用品種「あおもりっこ」で作られた米粉のパン生地で棒パン焼き体験会も開催され、大人も子どもも一緒に楽しみ、三好地区を満喫していました。

令和5年度青森県農業委員会大会「全国農業会議所会長賞」受賞



表彰を受ける小山内清人会長職務代理者

11月21日、リンクステーションホール青森で青森県農業委員会大会が開催されました。

大会では全国農業会議所会長賞を当市と東北町が受賞しました。

当市は担い手への農地の利用集積・集約化、市の遊休農地の面積の割合が低いこと、「ごしょがわらし農業委員会だより」による情報提供活動が評価を受け、今回の受賞となりました。

大会当日、小山内清人会長職務代理者が壇上にあがり、全国農業会議所植田事務局長から表彰状の授与を受けました。

農業委員会では、市民の皆様のために農業行政に益々邁進して参ります。

国会議員への要請活動を実施しました

11月30日、北五地区農業委員会協議会では、県選出国会議員である衆議院議員木村次郎氏に対し、中弘地区農業委員会連絡協議会、津軽南地区農業委員会連絡協議会、西・つがる地区農業委員会連絡協議会と合同で各地区で決議された要望書を提出しました。

木村氏は『皆様のご要望をしっかりと受け止め、実現できるよう努力します。』と要望書を受け取りました。

北五地区農業委員会協議会では、これからも農業者の皆様の声を上部組織に伝える架け橋として、要望活動を実施して参ります。



要望書を受け取る木村代議士

地産地消を楽しむ会開催

12月5日中央公民館にて、「地産地消を楽しむ会」が行われました。

「地産地消を楽しむ会」は、五所川原市地産地消を進める会(会長:小野妙子)が、地元で採れた農産物で郷土料理作り収穫の喜びを楽しもうと開催しているものです。ここ数年、コロナ禍で感染予防のため中止していましたが、4年ぶりに開催されました。

今回作られたメニューは、三好地区の特産品を使用した栗原心平さん考案の「みよし鍋(仮)」と「身欠きニシンとふきの煮物」、「紅白なます」、「がっぱら餅」などの伝承料理、市特産品を使用した「赤菊芋の天ぷら」と農業委員会毎年作付しているさつま芋を使った「さつま芋のゴマ餅」の計6品です。

「身欠きニシンとふきの煮物」の講師を務めた会員の斉藤久子さんは、『身欠きニシンは前日に米のとぎ汁に浸しておき、戻しておいてください。また、甘さなどはご家庭の味に合わせてお好みで加減してください。』とアドバイスしました。

参加人数は22人のうち、男性の参加者が3名となり、以前は女性だけの楽しむ会でしたが、ここ数年で料理のジェンダーフリー化が進んだようでした。

調理後は会員持ち寄りの漬物各種、青天の霹靂で炊いたご飯と共に今日作った品々を美味しくいただきました。

参加者の秋田真由美さんは『介護している母に作ってあげようと参加しました。今日教わったレシピを家に持ち帰り作ってみたいです。』と感想を話してくれました。

五所川原市地産地消を進める会は、地域の農家が生産した新鮮で安全・安心な農作物及び農産物加工品を消費者に提供するため、活動しております。随時、会員を募集しております。興味のある方は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】(内線2883)



ズラリと並んだ料理



鍋の考案に携わった福士裕朗さんも飛び入り参加し、調理後は皆で試食

地域農業の将来を考えるための「座談会」開催

11月17日～24日にかけて、市内各地区で5回にわたり、「地域計画」策定に向けた座談会が開催されました。

「地域計画」とは、これまでの人・農地プランに10年後に目指すべき農地利用の姿(どのような農作物を生産していくか、離農される方の農地を誰が耕作していくか等)を一筆ごとに地図に表示させた「目標地図」を加えたもので令和7年の3月末までに作成することが義務付けられています。

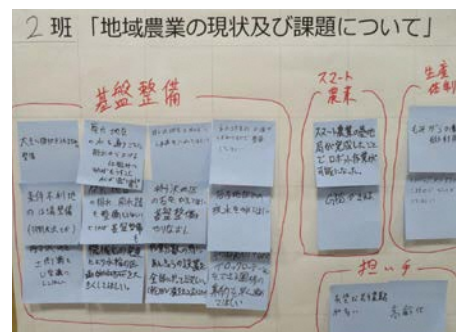
座談会では、参加した農業関係者が「地域の現状及び課題について」などをグループごとに話し合い、意見を付箋に書いて貼り付けて、最後にグループの代表に発表してもらうというファシリテーション方式で実施されました。

長橋コミュニティセンターで開催された五所川原東地区の座談会では、「農業の現状は高齢化しており、スマート農業の基地局が完成したことで、ロボット作業が可能になり労働力不足は解消できるようになったが、有効活用するためにも基盤整備が必要だ。」「遊休農地が増えている。」「異常気象が当たり前になった。」「鳥獣被害が増加している。」などの意見が出されました。

今回出された意見は「地域計画」と「目標地図」の素案づくりに反映させて参ります。

※ファシリテーションとは：集団で問題を解決するよう、認識の一致や相互理解に向けたサポートを行って成果を生み出す手法のこと。

【問い合わせ先】農林政策課(内線2522)



農業者から出された課題や意見



グループごとに発表する農業者